

# 岸和田市内における公園再整備による地域活性化のための基盤整備 調査検討業務委託仕様書

## 1. 業務名

岸和田市内における公園再整備による地域活性化のための基盤整備調査検討業務委託

## 2. 業務目的

本業務は、岸和田市内における公園を対象に魅力と利用しやすい公園づくりのため、ストックマネジメント手法や公募設置管理制度（Park-PFI）など官民連携による事業手法等について調査を行い、公園のポテンシャルの把握や機能再編による利用者の安全の確保、ライフサイクルコストの縮減等を踏まえた再整備にかかる各種検討を行うものである。

## 3. 業務期間

契約締結日より令和5年3月31日まで

## 4. 業務内容

### (1) 公園再整備にかかるストックマネジメントの検討

- a. 公園の用途別分類に留意した公園施設配置計画図（概念図含む）及びイメージパース（近景・遠景）の作成
- b. 公園施設の機能集約等整備にかかる概略設計（概算事業費の算出）
- c. 公園に関するストックマネジメントの検討
  - ・公園施設に関する既存ストックのデータベース化
  - ・公園の機能再編（機能分担）に係るスキームの検討
  - ・公園施設の計画的な管理手法の検討
- d. 機能集約等における施設整備に係る各種諸元や需要予測など整備効果や公園別特性評価の検討
- e. 公園の利活用に関するニーズ調査
  - ・公園利用者へのアンケートによるニーズ調査
  - ・携帯端末を活用したビックデータにより公園利用者の居住地域や来園者数、滞在時間や時間帯別利用頻度や回遊行動等の傾向についての調査、分析

### (2) 公募設置管理制度（Park-PFI）等官民連携による事業手法の検討業務

- a. 施設整備及び管理運営に係る民間事業者ヒアリング等事業連携可能性調査
- b. 収益事業に係る想定利用者の各種諸元検討
- c. 官民連携による管理運営に係る収益予測等の検討
- d. 官民連携事業の手法、スキームの検討（リスク分担の検討を含む）
- e. 官民連携事業のロードマップ及び事業方針の検討
- f. その他官民連携事業の推進に必要な検討事項

(3) 上位計画との整合について

- α. 岸和田市緑地保全等審議会の運営補助（検討内容の報告及び意見聴取、資料の作成等）  
4 回程度

5. 成果品

- (1) 本業務報告書（パース図含む） 3部
- (2) 各種計画図面（DWG形式及びPDFデータ） 一式
- (3) 業務で作成したデータ 一式
- (4) その他本市が指示するもの 一式

6. 検査及び報告

- (1) 受託者は本業務を完了したときは速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置をとるものとする。
- (3) 発注者は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の進捗報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに応じなければならない。

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は業務の必要上、提供を受けた資料等について、第三者に漏えい等のないよう厳重な注意をもって厳重に保管すること。
- (5) 受託者は、事故または災害により受託業務の実施に支障が生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は包括的な再委託を行ってはならない。また、個別の業務について再委託を行う場合には、事前に発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (8) 委託料は、委託業務完了後に支払うこととする。